

乳児等通園支援事業 重要事項説明書

特定乳児等通園支援の提供の開始に際して、説明しておくべき事項は、次のとおりです。

運営主体

名 称	石垣市
所 在 地	石垣市字真栄里 672 番地
電 話 番 号	0980-82-1704 (子育て支援課)
代 表 者 職 氏 名	石垣市長 中山 義隆

施設概要

実 施 方 法	乳児等通園支援事業 一般型
施 設 の 名 称	石垣市地域子育て支援センターこっこーま
施 設 の 所 在 地	石垣市字大川 70 番地 (大川保育所 2 階内)
電 話 番 号	0980-88-5219
施設長 (管理者)	センター長 平良 真生
受 入 年 齢	生後 6 か月～満 3 歳未満まで
利 用 定 員 (1 時間あたり)	3 名 (参考内訳 0 歳児 : 3 名 1 歳児 : 3 名 2 歳児 : 3 名) ※年齢別の曜日設定
事 業 開 始 日	令和 8 年 4 月 1 日

1 事業の目的及び運営の方針

- (1) 満 3 歳未満の子どもに対し、以下の運営の方針に従って、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、適正な保育を提供します。
- (2) 事業の目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

2 提供する特定乳児等通園支援等の内容

保育所保育指針等に基づき、次に掲げる保育の提供を行います。

(1) 基本内容

同年代の子ども同士で触れ合うなど、家庭だけでは得られないさまざまな経験を通じて、子どもの健やかな育ちを支えます。

(2) 特色・保育目標

知：遊びや活動を通じて学びへの意欲を持つ子ども

徳：豊かな心を持ち、人とかかわることができる子ども

体：生活習慣を身につけ、健やかな体をもつ子ども

3 乳児等通園支援事業従事者の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
管理者	1名	施設全体の管理及び統括
保育士	3名	保育業務、計画及び記録の作成

※上記職員の員数等は、利用する子どもの年齢と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

4 特定乳児等通園支援の提供を行う日・時間及び行わない日

利用時間	休業日
月～金曜日 (午前) 9:00～11:30 (午後) 14:00～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日 ・慰霊の日(6月23日) ・年末年始(12月29日～1月3日)

※非常災害時その他運営上の理由により、臨時に休業日とする場合があります。

※午前(2.5h)または午後(2.5h)の単位で月10時間まで利用可能(翌月への繰越不可)

5 利用子どもの保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
利用料	施設利用に係る費用	1時間あたり 300円 (2時間30分利用:750円)

※支払方法 利用日当日に現金徴収

6 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(1) 利用の開始に関する事項

- ・乳児等支援給付申請を行い、認定を受けること
- ・事前面談のうえ利用予約を行うこと
- ・事前面談時に利用開始にあたり必要な事項や提供する内容確認し、同意すること

(2) 利用の終了に関する事項

- ・利用する子どもが満3歳未満(3歳の誕生日の前々日)を超えたとき
- ・市外転出したとき
- ・利用する子どもの保護者が給付認定の支給要件を満たさないとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) その他利用にあたっての留意事項

- ・利用申込期間 利用月ごとに別に定める期限
- ・キャンセル期間 利用予約日の前日 16 時まで

- ・利用の取消（キャンセル）や利用時間が延長した場合の取り扱いについて

	予約の前日 16 時以降 のキャンセル	無断キャンセル	利用時間を 10 分超え て延長した場合
利用料	発生しない	発生しない	発生しない
利用可能 時間数の消費	利用可能時間数を 予約時間どおり消費 する。	利用可能時間数を 予約時間どおり消費 する ※利用停止の場合も あります。	年度内において翌月 の利用可能時間数を 1 時間単位で消費す る。

7 緊急時等における対応方法

特定乳児等通園支援の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者に連絡をするとともに、医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

8 非常災害対策

消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。

9 虐待等の防止のための措置

利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

10 苦情・要望等に係る相談窓口

苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

・苦情解決責任者 センター長 平良 真生

・苦情受付担当者 田本 久美子

苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申してください。また、御意見箱も御利用ください。

11 利用者に対する保険内容

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険の内容
傷害総合保険	傷害事故の補償（死亡・後遺障害、入院、通院）
賠償責任保険	賠償区分（身体障害、財物損壊）

12 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

乳児等通園支援の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令等による必要な場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

13 その他利用にあたっての留意事項（園からのお願い）

1 利用時間に関すること

- (1) 利用時間は、原則、事前に予約した時間帯とし、予約時間前に利用を開始することはできないものとする。
- (2) 実際の利用開始時刻が予約時間より遅れた場合でも、予約時間どおり月の利用可能時間から減算するものとする。

2 利用料に関すること

利用料は予約時間で計算するものとし、利用開始時間に遅れた場合やお迎えの時刻が早まった場合であっても、原則として利用料は変更しないものとする。

3 利用の取消に関すること

- (1) 無断キャンセルや度重なる予約変更があった場合は、利用を停止することができるものとする。
- (2) 自然災害や施設の判断による利用停止の場合における利用予約については、利用していないものとして月の利用可能時間は減算しないものとする。

4 食事の提供について

食事の提供はありませんので、利用時に家庭で食べ慣れたおやつやミルク等を持参すること。

5 その他の事項

この説明事項のほか、乳児等通園支援利用に関する通知やパンフレット等の内容に基づき施設を利用すること。

重要事項及び利用者負担額等に関する同意書

本施設における乳児等通園支援事業の保育の提供を開始するにあたり、重要事項説明書の内容について説明を行いました。

令和 年 月 日

施設名：地域子育て支援センターこっこーま

説明者氏名：

私は、本書面に基づき、重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容について同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名（署名）：

続柄：

こども氏名：